

官報 号外

昭和六十一年五月九日

○第百四回 参議院會議録第十五号

昭和六十一年五月九日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十五号

昭和六十一年五月九日

午前十時開議

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○本日の会議に付した案件

一、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案(馬場富君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(越旨説明)

○議長(木村睦男君)

これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。馬場富君外六名発議に係るソ連邦チェルノブイル

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

議事日程追加の件

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

四四三

ル原子力発電所の事故に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。馬場富君、発議者の趣旨説明を求めます。馬場富君。

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和六十一年五月八日

発議者

馬場 富

志村 哲良

堀出 啓典

山田 勇

賛成者

岩動 道行

亀井 久興

成相 善十

福田 宏一

安田 隆明

片山 莚市

伏見 康治

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議

去る四月下旬、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えている。

よって、政府は速やかに関係諸国と協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めること。

二、国際原子力機関を中心とし、事故の原因究明、情報分析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場合の国際的対応のあり方について討議し、早期実現を図ること。

三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に事故の教訓を十分反映させること。また、環境放射能調査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期すること。

右決議する。

〔馬場富君登壇、拍手〕

○馬場富君 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合各会派共同提案に係るソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

去る四月下旬、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えている。

よって、政府は速やかに関係諸国と協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めること。

二、国際原子力機関を中心とし、事故の原因究明、情報分析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場合の国際的対応のあり方について討議し、早期実現を図ること。

三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に事故の教訓を十分反映させること。また、環境放射能調査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期すること。

右決議する。

以上であります。

今回の事故は、国境を越えて広範囲に放射能汚染をもたらすなど、史上最悪の事態となり、世界じゅうの人々に不安を与えております。すなわち、事故で大気中に放出された放射性物質は、周辺の欧州諸国は言うに及ばず、去る三日には、八千キロメートル離れた我が国でも放射性物質が検出され、その地域は日ごと広がっております。我々に事故の深刻さを印象付けております。関係諸国に正確で詳細な情報を速やかに公開、提供することは事故当事国の責務であると考えます。これについては、ソ連邦政府からは事故についていまだ的確な情報の公開が行われておりません。原子力発電がエネルギーの重要な位置を占めており、その安全性に信頼感を損なうようなことがあってはなりません。

かかる観点から、事故に関する情報の公開を速やかに求めるとともに、今後、国際原子力機関を中心に、事故に際して報告及び情報交換を義務づける等国際的対応のあり方について早期実現を図っていくことが急務と考えます。

また、今回の事故を他山の石として、その貴重な教訓を生かし、より一層、原子力発電の安全確保に努力することが重要であります。

さらに、事故はまだ終息していないこと、我が国で引き続き放射能が検出されていることなどから、その監視を強化する等放射能対策に万全を期し、国民の不安を取り除くことが重要であります。

昭和六十一年五月九日 参議院会議録第十五号

以上の理由により、本決議案を提案する次第であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、河野国務大臣から発言を求められました。河野国務大臣。

(国務大臣河野洋平君登壇、拍手)

○国務大臣(河野洋平君) ただいま、ソ連における原子力発電所の事故に関連し、御決議がなされましたが、政府といたしましては、御決議並びに先般のサミットにおける声明の趣旨を十分に体し、原子力安全行政に遺憾なきを期する所存であります。

本件は、事故の生じたチェルノブイルより八千キロメートルも離れた我が国におきましても重大な関心事項となっておりますので、この機会に政府としての考え方を申し述べたいと存じます。

まず、本件事故に起因する放射能の問題についてであります。

科学技術庁といたしましては、この事故の報道に接しまして、直ちに原子力発電所等の周辺の環境放射線モニタリング及び全国三十二都道府県から成る放射能監視網による観測を強化し、放射能の監視に努めてまいりました。また、五月四日には、放射能対策本部におきまして、汚染水等の核種分析に重点を置きました放射能調査の一層の充実強化を図ることを決定したところであります。昨日までの放射能調査の結果を見ますと、各地で検出された放射能は、比較的短い時間の経過とともに減衰する汚染水主体とするものであつて、学識者の判断によつても、国民の健康に影響

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源

四四四

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

(国務大臣竹下登君登壇、拍手)

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るためには、引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、特に歳出の徹底した節減合理化を行うことを基本とし、あわせて、歳入面についてもその見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限り削減することとして編成したところであります。

まず、歳出面におきましては、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することとし、その結果、一般歳出の規模は前年度に比べ二十二億円の減に圧縮されております。これは昭和五十八年度以降四年連続の前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、税制について、その抜本的見直しとの関連に留意しつつ、税負担の公平化、適正化を一層推進する等の観点から必要な見直しを行い、また、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしていたしております。

しかしながら、これらの措置をもってしても、なお財源が不足するため、昭和六十一年度におきましては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債償還率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。本法律案は、以上申し述べましたうち、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るた

めの特別措置として、同年度における特例公債の発行、国債償還率繰り入れ等の停止、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

以上、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹田四郎君。

(竹田四郎君登壇、拍手)

○竹田四郎君 ただいま議題になりました財源確保法案について、私は、日本社会党を代表して、主要な点について質問をいたします。本論に入る前に、財政運営に関連して、東京サミットについて数点だけ申し上げたいと思つて、中曾根さん初め、皆さん御苦労様でした。しかし、東京サミットにかけていた国民の期待は全く外され、逆に、外国首脳の円高容認発言で一層の円高に直面させられました。きのうもまた大変円高になってまいりました。今後の日本経済の景況はますます厳しく、場合によっては、世界経済を不況に陥れるとの海外の批判に拍車をかけることになりかねません。中曾根総理は円高歯止めのため、敗をここで率直に認めるべきであらうと思つて、いかがでしょうか。

為替介入によつて貿易政策を調整するというのは本来ではなく、基本的には内需重視の産業構造への転換計画を提示して、国民の合意のもとに大胆かつ速やかに誘導して実施することではないでしょうか。特に被害の大きい小零細企業については、低利長期の資金をつぎ込んで転換をしやすいように援助と指導をすべきであります。また、円高は中小企業にとっては非常事態であります。必要な分野に対しては、財政引き締めを伴う外しても財政が主導的な役割を果たすべきである

と考えますが、総理並びに通産、経企の各大臣からも所信を求めたいと思ひます。

第二に、今次経済宣言で採択した国際経済政策調整について、この中で言うサーベイランス、監視の対象となる可能性は日本ということになるであろうと考へられます。この政策調整は、自由な貿易を規制し、外国の内政干渉に公然たる道を開けることになるのではないかと。総理並びに通産、経企の各大臣の判断を求めたいと思ひます。

次に、財確法案の質疑に入ります。

中曾根さん、あなたは行財政改革を掲げて政権を担当してから二期目を終わろうとしております。戦後四人目の長期政権担当者だということでもあります。この間、第二臨調やあるいは行革審を利用して財政改革を進めてまいりました。防衛や海外協力の予算は要請によって突出して増額をし、福祉、医療、教育等はマイナスの概算要求基準をつくって圧縮し、公務員のベースアップも極力抑制して、日本の賃金水準を低位に押し込めてまいりました。公共事業費も五年以上にわたる伸び率ゼロを続けてまいりました。確かに一般会計の伸び率はここ数年鈍化をし、国債費や防衛費を除けば減額となっております。これはまさに官僚的の一律減分主義、増分主義の反対であります。が、それによって財政需要を無理やりに抑え込んだ結果であります。

これは後ろ向きな消極的な財政改革であって、健全な財政改革ができるものではありません。他会計へのツケ回し、先送りをやっているだけではないのであります。また、国債発行の減額においても顕著な改善の跡を見ることはできません。国民生活水準は格差を生じ、国土保全や経済発展についてもひずみを生じつつあります。もちろん、事態の進展もあり、必要な改革は進めるべきであり、それは私も賛成であります。改善もできないのに、財政収支均衡を第一義として、国民生活や経済の発展を犠牲にすることは全くの

昭和六十一年五月九日 参議院会議録第十五号

本末転倒であります。生活関連公共事業や住宅事業や福祉関連部門はむしろ充実強化をしなければなりません。そのために今財政は出動すべきであると思ひますが、総理、大蔵大臣はどうお考へてありますか、明快にお答えをいただきたいと思ひます。

特に、今日、日本は莫大な貿易黒字によって世界各国から非難をされ、東京サミットでは一層の円高環境が作り出され、諸外国から内需拡大政策への強い要求が提出をされたのであります。このままいけば、本年度の経済見通し、名目五・一%、実質四%の達成は不可能であり、既に民間経済調査機関では実質二%台の予測を発表しているのであります。今、経済の縮小を選ぶのではなくて、その拡大を求めるべきであろうと思ひます。総理は、この前この席で、「必要な場合には補正予算を組んで公共事業や中小企業対策その他の経済対策をやりたい」と述べたのであります。が、この「必要な場合」という文字は削除して数歩前進すべきであろうと思ひます。内需拡大のため的大幅な予算追加を早急に、八月中にでも実施すべきであります。これと同時に、来年度を待つことなく、大幅な減税を少なくとも野党共同要求の規模を最低限度として実施すべきであります。

第二に、政府は全く可能性のない昭和六十五年度特別国債ゼロの旗印をおろそうとしないのは全く不可解と言わざるを得ません。今日のままでと厳しいデフレを招き、本年度において巨額の歳入欠陥を生ずるであろうと、予算成立後一カ月もたたないのに各方面から厳しい指摘がされております。鈴木前総理が、昭和五十九年度の赤字国債脱却目標達成の見通しを失って桂冠を余儀なくされたその前後と全く同じ状態に今日あると思ひます。夜きもしない再建目標を掲げ、総理の交代によって先送りをし、国民に期待を抱かせて裏切るといふのが自民党の政策手段であろうと思ひます。

六十五年度ゼロの計画を実現するには、財政の

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

中期展望によれば毎年一兆数千億円以上の特別国債を減額しなければならぬはずであります。中曾根内閣の手によってこれを実現した年が一年でもありませんか。逆にこの政策によって、公共事業や国民の最終消費支出を極小にし、経済成長の足を引っ張り、国内市場を狭くし、輸出ドライブをかけることになってしまったのではないですか。あなたの政権になっていろいろなことはいいましたが、毎年のように貿易黒字は激増をしていっているのではないのでしょうか。私も社会党は、特別国債ゼロ計画を緩和し、内需拡大の提言を今までしてきましたが、どうお考へですか。また、最近においても、政策構想フォーラムの研究集団が、深刻な不況を避けるために、政府は財政再建の二年半の棚上げを緊急に宣言し、GNP比一%の範囲内で今年度の補正予算で財政赤字を拡大すべきだと提言しているのではありませんか、私は当然な提言だと思ひますけれども、どうお考へになりますか。

第三に、日本では国債の返済計画を担保するものとして減債制度というものがあつた。国債発行残高の一定割合の金額を減債基金に繰り入れ、また決算に剰余金が出た場合は、今日では全額を基金に繰り入れて、国債の元利金の償還に充てることにしております。今日この基金の残高は底をついてしまつております。利払いだけの国債費も、本年度は既に一〇・七%の伸びで、歳出のうち二一%の構成比を示し、既に国債発行額を上回る状況になってきております。NTTの株式を売却しても埋まるものではありません。最近、満期の長期国債の償還に当たっても借換債の発行によつてかえようとする動きが伝えられております。これで有利子だけを支払って元金を払わない永久国債ということになるのではないのでしょうか。減債制度は実質的に廃止するつもりなのではないのでしょうか、この際明確にしておいていただきたいと思ひます。

最後に、財政法についてであります。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

現行財政法は、国債発行は原則禁止、歳入は税収でという建前でできていたのであります。しかるに自民党歴代政府は、原則禁止を免れるために一方的に、恣意的に特別措置を法的につくり出し、戦後の二十年以上、建設国債、特別国債を発行してきました。歴代総理のうちで、だれ一人として巨大となった国債の処理や嚴重な管理について明確な政策方針を示すことなく、安易な国債発行に依存して恥じるどころがなかったのであります。確かに歳入構造については税収だけに依存できない環境変化もありましたが、既に述べましたように、減債基金制度を停止したり、現金償還をやめて借りかえを通常化し、短期国債の導入により建設、特別債の区分も不明確にしてしまひ、六十年の完全償還という公約も崩れて、財政法が目指すところの健全財政からは全く逸脱してあります。国民にとっては複雑であり難解となり、財政民主主義を総理は唱えておられますけれども、財政民主主義は通らなくなつてきているのが現実であります。

戦後政治の総決算と総理は言っておりますけれども、まさに財政こそその対象にすべきであろうと考へます。半分近くは裏づけのない特別債で占めていた百四十三兆円というGNPの四割にも及ぶ累積国債をどう処理し、どう管理するのか、全く五里霧中なのであります。発行残高が多くなればなるほど、財政法の抜け穴を利用しようとする悪知恵だけがたがけてくるであろうと思ひます。日銀引き受けなどの悪用もこれから日常化しないという保証は私はないと思ひます。

中曾根総理の任期も残り少ないわけであり、この怪物処理に向けて、健全財政を取り戻すための計画や国債発行の常態化した現実の財政運営に誤りないために、私は新財政法をつくるべきであると提案をしたいのであります。どうか総理は、身を挺してこの問題を推進すべきであります。考えますし、またニューリーダーと言われたいと思ひます。またニューリーダーと言われたいと思ひます。またニューリーダーと言われたいと思ひます。またニューリーダーと言われたいと思ひます。

四四五

昭和六十一年五月九日 参議院会議録第十五号

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

四四六

と思ひますので、御答弁をいただきたいと思ひます。また、議案もこれに対応する態度をとっていただきたいという事を申し添えまして、質問を終わりたいと思ひます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

【国務大臣(中曾根康弘君) 竹田議員にお答えをいたします。】

○国務大臣(中曾根康弘君) 竹田議員にお答えをいたします。まず、サミットの問題でございますが、サミットが無事に終了しましたことにつきまして、国民の皆様方の御協力を心から感謝申し上げる次第でございます。一昨日も申し上げましたが、交通関係等について東京都民や皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。

私は、今回のサミットは歴史的成果を生んだと思っております。それは第一に、これだけ黒字を抱えている日本に対して、日本を非難するということをお私はいちも聞いたことがありません。いわゆる初めは日本だき、あるいはジャパンプロブレム、日本問題というものが中心になるであろうと新聞等も予測したのでありますが、そういう日本に対する非難がましいことは一切ありません。

第二に、日本の政治的発言力というものが非常に強く出てきたことでもあります。今御決議になった原子炉の災害に関する決議は、我々が根回しして、我々の発想によってあの決議をつくったということも御報告申し上げたとおりであります。

第三に、日本の経済的重みというものが非常に出てきたことでもあります。今世界の各国は日本の動向がどう行くかということ自分で分たちの経済の問題を考えざるを得ない。日本を無視してはもはや政治も経済も動かないということが歴然と出てきたのが今度のサミットでありまして、そういう意味におきまして、今まで日本外交が努力してきまして蓄積がここで一挙に発揮されたと思ひます。必らずや後世史家から高く評価されるであろうと期待しておるものであります。次に、サミットにおきましては、政策協調ある

いは構造調整を行うという約束をいたしました。特に、保護主義と断固闘おう、アメリカで今いろいろ保護主義法案を提出しようとしておりますが、これを率制して頭打ちをやって出させない、そういう決意をこの関係各国において確認したところであります。これはレーガン大統領も非常に重い負担を負って帰ったところでありまして、保護主義法案を防止するということについてはレーガン大統領も非常に責任を負って帰ったと私と考えており、さらにガットのニューラウンドの推進についても、九月に閣僚会議を発足するという暗黙の了解ができておりまして、それをさらに強く推進するという方向で一致しておるわけでありまして。

次に、通貨の問題につきましては、前に申し上げましたように、サミットは個別通貨、ドルとか円とかマルクとかポンドとか個別通貨を議論する場所ではないのであります。政策協調を行う、そういう意味の討議が行われた場所でございます。その中で、ウイリアムズバーグ・サミットで我々が約束した、必要あらば協調介入を行うということも確認して明記したところであります。いよいよ我々これを活用するという段階になってきつ々あると思っております。

サレーランスの問題、つまり監視の問題で御質問がございましたが、これは日本が監視されるというだけではない。アメリカの膨大な財政赤字、これをどうするか、ヨーロッパにおける産業の不活発やあるいは労使問題、失業問題、これを解決しなければ問題は解決しないじゃないか、日本の貿易のアンバランス、膨大な黒字、これを解消しなければ世界経済は順調に運行しないではないか、みんな責任を負ってそれらをお互いが監視し合つて是正していこうと、そういう約束をしたのであります。内政干渉ではありません。あの言葉の中に、初めアグリーという言葉があったのであります。私はそれを消させまして、そしてアンダースタンディング、そういう言葉にも直さ

せたのであります。おのおの国内法に従つてこれは行うということを確認しておつた次第でございます。

次に、日本経済の問題につきましては、私は各国の経済情勢説明の項の中で、日本経済が今、円の急上昇によって非常に苦難な状況にあるということの詳細に説明もした次第でございます。これらにつきましては、内需の喚起というやり方でもうから努力するところも必要ではあります。この余りにも急激な為替、通貨関係の変動というものには決して国際関係において長続きするものでもないし、安定させるものでもないであります。そういう問題について、各国が中長期的観点から、適正な為替レートで長期にわたつて安定するように今後とも努力していく、そういう話し合いはいたしてきつ々あるところでございます。

なお、中小企業の打撃等については、内需喚起を中心にして今緊急対策を急がしておるところであります。けさも閣議において各閣僚にそれを督促した次第でございます。

産業構造転換の問題でございますが、内需中心の経済の成長を図つて国民生活水準を高めると同時に、世界経済に調和した日本国民経済を表現していく、そういう方向で努力してまいりたいと思つて、五月一日の経済対策閣僚会議においてこの推進要綱を決定して、これを前進させるといふことを決めた次第でございます。

円高是正の問題については、先ほど申し上げたとおりでございます。次に、補正予算の問題でございますが、私は、先般の参議院本会議におきまして、公共事業の前置しを行つた、その結果、秋になったら公共事業は残り少なくなる、そういう心配も考えられる、もし必要な場合には補正予算の検討もあり得る、そういうことも申し上げました。しかし、最近の物価やあるいは利子の低落等によって経済情勢はよくなると思ひます。今後の推移をよく見守りな

がら機動的な対応を考えていると、そういうことでございます。いずれにしても適切に今後も善処してまいりたいと思ひます。

減税の問題については、税調におきましてこの中間報告が提出されましたが、いずれ秋に示される包括的指針を待ちまして、適切に対処してまいりたいと思ひます。

六十五年赤字公債依存体質脱却という問題に関する御批判でございますが、近時の公定歩合の引き下げに伴い、金利水準全般の低下が促進され、あるいは厳しい財政事情のもとであります。公共事業費も昨年三・七%増に対して四・三%増とふやしてもおりました。また今後さらに各般の努力を行ひまして、我々は景気の上昇に努めるつもりであります。六十五年赤字公債依存体質脱却という旗をおろせばこれは今までの努力が水泡に帰する、そういう危険性もあるものであります。いずれにせよ、この臨調答申を基調にいたしまして、この臨調答申の線を基調にしつつ機動的に今後対応していく、そういう考えに立つて、これは行革審もその基本ラインは認めておるところなのでございます。

次に、財政法の問題でございますが、我が国の財政法は、一面において財政民主主義の原則に立つと同時に財政節度の保持、いわゆる健全財政という面についてもかなり注意深い規定があるわけでありまして、この財政法の精神はやはり維持することが適当であると考えております。この財政法の精神を尊重しつつ、適切かつ現実的な国債管理を行ひ、また財政改革を推進し、健全財政を実現していくという点について我々は今後も努力し、毎年度の予算編成についても慎重に対応してまいりたいと思ひます。残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

【国務大臣(竹下登君) 拍手】

○国務大臣(竹下登君) まず、総理からもお答えがございましたサレーランスの問題でございます。

今日までもG6、これはまだインフオーマルな段階ではございまして、またいわゆるG10、これはオーストラリアされた組織でございまして、サーベイランスを今日までも行っておりまして、今回決められましたのは、G5でもきちんとやろう、そしてなおG7でもやろう、そういうことをきちんとお互いが合意したわけであります。しかし、お互いとも、従来ともいろいろな指標を議論し合っておりまして、やはり大事なことは政策主権、これはお互いがきちんと堅持すべきものであります。したがって、内政干渉への道を開くというようなことには相互ともに私にはなれない、また、なるべきものでないというふうに考えておる次第であります。

それから下期の景気上昇等につきましてのお答えも総理からございました。

きょう、一般公共事業の前倒し等の方針を決定いたしましたところでございます。下期には円高のプラス面、いわゆる交易条件の改善を通じて実質所得の増加に伴います内需拡大効果、あるいは三次にわたる公定歩合引き下げの効果、これにしたところで今月の十九日から実行に移されるわけでありまして、そして、原油価格が三月入着分からかなり低下しておりますが、これだつて今後のいわゆる消費者還元とかいうような問題が予定されておる。したがって、今後の経済情勢全体を見ながら機動的財政運営をしなければならぬというふうな思っております。

減税につきましては、毎度議論をしておるところであります。私どもは、税制調査会の答申に基づいて六十二年度税制改正、こういうことを申し上げておるわけでありまして、一方、与野党幹事長・書記長会議で、今年中に成案を得る、こういうことが申し合わされておることも十分承知をいたしております。

それから、いわゆる減債制度そのものについて、これは竹田先生の特論から来る今後の国債に抱かれた財政というふうなものも含めての御意見を

を交えた御鞭撻の御質疑でございます。

私どももいたしまして、おっしゃったとおり経過を経て今日に来ております。昭和三十九年までは公債は一銭もなかった財政であったわけでありまして、昭和四十九年までは赤字公債は一銭もなかった財政運営を行ってきたわけでありまして、恵まれた我が国のいわゆる貯蓄率が高いというところに支えられて、公債政策はその都度効果を上げた政策選択であったと私は思います。しかしながら、今日その重圧というものにお互いが非常に困っておる状態でありまして、そういうところからして、減債制度というものについて、今御意見を伺いました水久国債論でございますか、いろいろなことが私どもにも提言とあるいは激励とかいう意味においてお話があるわけでありまして、この問題につきまして、まさに今日まで持っております減債制度の基本を維持しながらも、どのような対応をしていくかということ、六十二年度予算編成まで迫られるであろう選択肢の重要な問題であろうというふうに私も理解をいたしております。

それから財政法というものは、やはりこれは読めば読むほど、本当は随分勉強されてつくられた財政憲法でございます。その運用ということにいろいろの変化が来ておるわけでございます。が、私は、やはり財政法の精神を維持しながら、中長期的な観点に立って財政改革を推進していくということになれば、結論から言くと、毎年毎年の歳入歳出の見直しによって対応すべきものであつて、今財政法の改正というものを考えておるということとは全くございませんが、国債に抱かれた財政という現実に対応したいいわゆる財政運営の問題については、ただいまも御意見にもございましたように、議会も対応してもらいながら、問答を続けていくべき重要な課題だというふうに私も考えております。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) 輸出型の産業から内

需型の産業に構造転換を促進し、特に中小企業対策に対して財政措置等を具体的に明らかにしなさい、大体そういう御趣旨であると考えております。

日本の現在の経済状況というものは、例えていえば、糖尿病患者が異常にダイエットしてきたのだけれども、風邪を引いて風邪薬を与えなければならぬ、一口にいえばそういう感じではないかと思ひます。つまり、輸出問題で円高になったというところは値引き販売ということでございまして、そんな値引き販売というのでは採算が合わないというところの問題が起きておるわけでございます。しかし、この薬と云うのは、これはもう内需拡大と云うことをこの国でも言うのであります。非常な難しいんです。この薬は、大体政府の関与するものは決まっています。

一つは金融の大幅緩和、これはもう大体ほとんど緩和し切るぐらいしておるわけでありまして、しかしながら中小企業に対しては、内需志向のものについて特に特別立法をこの間もお願いいたしました、事業の転換を積極的にやらせる、そのために金利も下げましょう、五・五%を五%にしましょう、あるいは五・三%にしましょう、こういうこともやっております。信用保証枠も倍に広げましょう、これも法案をつくらばかりでございます。

その次は金利の引き下げですが、これは全般的にも公定歩合三・五%を、ドイツと同じで世界で一番低い金利、さらに下げられるのかどうか、これはなかなか簡単にはいかないところに来ておるわけでありまして。その次は所得税減税、法人税減税、これも一つのお薬ですが、財源をどうするか、この話がなかなかついていない。しかしながら、投資減税と住宅減税は既に法案を通してありますから、これは大いに利用してもらおう。全般的な問題は今税調で話し中、その次は公共事業拡大、これは財源はどうするのか、去年よりも四〇%余拡大はしておりますが、さらにも

ともつと広げるのかどうか、そういう状態に今なっているのかどうか、もう少し様子を見なければならぬのではないかと。

その次、規制の緩和、これも法案を出して随分やっておりますが、もう少しやる必要があるかないか、これは問題点の一つであると思ひます。次は民間活力、これについても特別立法をつくって、東京湾を初めいろいろやらしていただいておりますのでありますから、政府としては内需拡大についてはいろいろなことをやっております。また、円高メリットの直接還元、電気料、ガスの値下げを六月からやります。一兆円、直接返します。間接的にはまたガソリン、プロパン、自然的にこれは還元になります。おとといですか、プロパンの社長を呼びまして通産省では値下げを要請いたしておりますから、近いうちにこれも下げることになってまいります。そういうようなことで、最大限いろいろな手を用ひまして、御趣旨に沿うように最大の努力をしてみたい、そう思っております。

その次には、国際経済宣言で、サーベイランスは日本だけを対象として、日本いじめではないかという点につきましては、ただいま総理、大蔵大臣からそれぞれお話のあったとおりでありまして、我が国も外国に対して、もっと金利を下げるとか財政赤字をもっと減らさないとか言っておりますわけですから……(言つてないよ)と呼ぶ者あり)いや、言っているんです。それはお互いさまの話でありまして、あの中でお互いに監視しましょうというところは、日本だけ監視ではなくて、お互いに財政赤字の問題だとか貿易収支とか、インフレ率とか金利とか、通貨の供給量とか外貨準備とか、全部お互いにそれを見合つて、最初の予定より外れていったときには、お互いにそれは監視し合つて、お互い了解が得るようには正に努力しましょうと。だから日本だけのことを書いてあるわけではございませんので、これはお互いが協力し合つて世界経済をよくしようというこ

最後に、国債管理政策の基本的姿勢についてお伺いいたします。

政府は、六十年度に一兆円の借換短期国債の発行を行っておりますが、今後、将来、金利の状況を見ながら年度内償還の短期国債を積極的に発行していく方針のようでありませう。短期国債の発行増発は、国債償還の負担を過重にし、国債の平均残存年数の短縮化によりまして金融政策の運営を困難にさせるといふ重大な問題をはらんでいるのであります。大量の国債償還期に入った今日、国債管理政策の基本的あり方についてどのように考へておられるのか、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

以上、財政、経済の諸問題について総理並びに閣僚大臣の率直にして明確な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 多田議員にお答えをいたします。

まず、サミットについて御質問でございますが、私は、現在日本が世界的にどう見られているか、どういふ国際的地位にあるかということをお国民の皆さんにこの機会にお訴へ申し上げたいと思ふのであります。

今までもやもすれば、日本人は利己主義的で、自分で汗や血は出さないで、いつも要領よく立ち回って金もうけをしているアンフェアな国民である、そういう印象を持たれておった。ですから、この議場におきましても、アンフェアという言葉をお日本語に直せばインチキという言葉です、そういうような、日本人が不名誉な言葉を浴びせられるという事は耐えられないことであつて、断じてそういう言葉を消さなければならぬと、そういうふうには私は申し上げてきたところであります。日本の名譽と地位というものをここでもう一回考へてみなければならぬ。その場合には、サミットの場合におきましてもこれを痛み分けでやるべきである。日本だけが勝手にここでまたりま

いことをしようというようなことをやつてサミットがうまくいくはずはないのであります。

そういう意味において、今回は痛み分けのサミットという形で、アメリカのレーガン大統領も保護主義法案と闘う、そういう重い荷を背負つて帰つておるわけですから、イタリーのクラウチ首相は、我々の要望に対して、制限しているクォータを倍に上げます、ふやしますと、そう言つて我々にも約束をして実行することになりました。そういうように、各国とも痛み分けをやりながら、世界経済の順調な発展、それから発展途上国や債務国のためにこの際思い切つて汗を出そうと、そういう約束をしたのであります、そういう意味におきましては、私はサミットは実質的には大きく前進しているし、世界のインフレなき持続的拡大に向かつて前進する大きな動機、転機を得た、そのように考へておることなのであります。

円高の問題がよく言われまますが、サミットというのには御存じのように、さつきから申し上げましたように、一般政策を話し合う場所であつて、マルクであるとかポンドであるとか円であるとか、そういう個別通貨を話し合う場所ではないのです。しかし私は、各国の経済情勢を述べるといふ場がありますから、その場所、この円の急上昇がいかに日本の国民経済に大きな被害を与えているか、特にこれによつてドルと連係している韓国や台湾や香港が日本と比べて四〇％も割安になつておるのですから、これが日本に殺到している。鉄鋼においても、もはや韓国の鉄鋼は日本に相当入つてきておる。こういう実情も述べて、日本の中小企業の苦難や現状をよく訴へて、認識を深めた。したがつて、日本を非難するとか、いわゆる日本問題、ジャパンプロブレムというふうな言葉は一切なかつた。みんな痛み分けをしなから、みんなであまあまよかつたと言つて帰つてくれたのですから、これは成功じゃないですか。私はそう確信しておる。少なくとも日本の名譽、日本人に対する誤解というものは明らかにこれで解消しつつあ

ると私は確信しておるものでございます。

次に、今後の経済運営の問題でございますが、四月八日に決定した総合経済対策を着実に実行してまいります。このためには、内外の経済動向、国際通貨情勢等を注目しつつ、適切な内需刺激策等もこれから実行してまいります。

円高の問題につきましては、経済条件を適切に反映した為替レートというものが長続きをするのが好ましい状況です。現在の急激な円上昇というのは決して経済条件を適切に反映しているものとは考へない、前から申し上げておる通りです。しかし、そういうことに対してどういふ対処をするかということについては日本銀行やその他専門機関が実行することから、我々はそれを、特に日本銀行を干渉しようとは思いません。

思ひませぬけれども、今申し上げたように適切とは思つておられぬと、そういう意味におきまして、我々は適当な時期に適当な措置をするように大蔵大臣等を通じて要請しておるものでございませう。今後とも、この経済条件を反映した適正な円レートというものを維持するように努力してまいらる考へております。特に今回、サミットにおきまして、為替市場に介入するとの約束を再確認しました。これを大いに今後活用してまいりたいと思つておるのでございませう。ドイツなんか日本と同じような立場にありまして、そういう点においては、ドイツの総理大臣や大蔵大臣も非常に共鳴していただつたのでございませう。

公定歩合については、四月二十一日から〇・五％引き下げまして、金利水準というものは全般的に低下が進んでおる。ただ、今このようにコンピュターが発達してございまして、数字の入れかえをやるという点については相当な時間がかかるわけですから、そういう意味で、若干の時間をいただかないといふと末端にまでその恩恵は及ばない。郵貯金利につきましても、先般の第三次引き下

げに伴ひまして、今月の十九日からさらに引き下げる、そういう予定でございます。この郵貯金利の問題については、従来、公定歩合その他の金利の動向や経済、金融情勢を総合的に勘案して決めておりまして、今後ともこの方針に従つて適切かつ機動的に運用していくつもりでございます。

次に、経済摩擦の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、各国がおのおのの痛み分けで荷物を背負つて帰る。我々にとつて一番大きな問題は、アメリカの保護主義を防止して、今議会に出ているオムニバス法案と言われておる法案を成立させないということなのであります。そういうようにして保護主義を防止すると同時に、貿易制限を軽減、撤廃する、そしてニューラウンドを推進する、そういうコミットメントを我々はここで獲得したのでありまして、これをさらに推進してまいりたいと思つておるところでございます。また、一面におきましては、現在の急激な円高の是正というものを、適正レートにこれを實現していくというふうな考へ方と同時に、内需の拡大を図りつつ、積極的な市場の開放や輸入の促進等についても適切に進めてまいりたいと思つておる次第でございます。

六十五年度赤字公債依存体質からの脱却の問題は、先ほど申し上げましたように、この間の行革審の答申というものを、臨調答申を基調にして、それを基調にしつつ機動的に運用するということが認められておりますので、その方針に従つて考へてまいりたい。しかし、六十五年度赤字公債依存体質脱却というこの旗をおろしますと、やはり人間のことですから、安易な要求も出るし、経済にも締まりがなくなつてくる、そういう危険性もございまして、今までの努力が水泡に帰さないように、我々はこの目標のもとに努力してまいりたいと思つてございませう。

補正予算につきましても、公共事業の前倒しを今まで最大規模行つておられますから、秋になつて仕事がなくなるという情勢も考へられない

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

四五〇

こともない、そういうことも考えまして、補正予算の検討もあり得る、そういうことも申し上げておるわけなのでございます。これらは将来の検討課題として我々は慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。いずれにせよ、中小企業対策は急を要しますから、先ほど申し上げましたように、けさの閣議でも関係各大臣に、至急対策を提出し、官房長官が取りまとめるよう指示しておいたところなのでございます。

次に、内需拡大と財政の問題でございますが、既に公共事業については昨年の三・七を四・三に増大すると同時に、さらに規制解除あるいは大型公共事業の実施あるいは地方単独事業の推進、地方の公債の枠を広げるとか、そういうようなさまざまな政策をこれから推進いたしまして、所期の目的を達するように努力してまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 多田さんの御質問に対して総理からもそれぞれお答えがございました。

まず、今後の円高是正の方途ということでございます。

これは、基本的には何としても各国の政策協調が何にも増して重要であります。したがって、その政策協調をやるための環境整備として相互監視、いわゆるサーベイランスの強化が一番重要であるということが合意されておるわけでございます。総理からもお答えがございましたが、いわゆる為替相場自身を仮にいろいろ議論いたしますと、当然のこととして主要国の中央銀行の参加というものが必要なわけでありまして、したがって、サミットはその具体性に踏み込んだ議論をする場ではございません。ただ、先ほど来お答えがござりますように、政策の方向としての、いわば相互監視、そして有用と認められる場合の介入、こういう基本方針を確認いたしておるところであります。

次に、第四次公定歩合の引き下げを含めた金融政策についての御意見も交えたお尋ねでございます。

総理からもお答えがございましたが、郵貯金利自身が、また短期プライムレートが五月十九日に初めて効果をあらわすわけでございますから、したがってこのことは金利水準全般の低下ということになって、いわば景気の維持拡大に資するであろうということが大いに期待できると考えております。いずれにせよ、この公定歩合の問題に連動する金利をいろいろ議論いたします際、普通預金、御案内のように〇・五、こままでまいりますと、そうすると公定歩合と連動いたしたといたしますと将来は預け賃を出さなければ貯金をしていただけない、こういうような言ってみれば公定歩合三・五というドイツとともに世界で一番低い金利になっておるといふところに、いわば預金金利の決定に当たりましては選択の幅は非常に縮まっておるといふふうに御理解を賜りたいと思っております。

さて、その場合における、いわば今度は預貯金利利に対しての、恐らくおっしゃった意味は、福祉年金等をおもいらになっていらっしゃる方々の預金金利等についてのあるいはお考えもあろうかと思っておりますが、そのような状況を十分勘案して対応していかなければならぬ課題だと思っております。

それから次が貿易黒字の問題であります。これはとにかくアクションプログラムの実施、それから市場の開放、輸入の促進、いろいろなことをやっております。一朝一夕に解決できる性格のものでは確かにございません。いろいろなことを積み上げて、しかも国民のコンセンサスを得ながらやっていかなければならぬ問題でございます。それから、大変な重要な問題であるということ、今後とも御鞭撻を賜りたいと思っております。それから補正予算案は総理からもお答えがございましたが、今この予算の基礎になる財源を確保する法律を審議していただいておりますので、

保する法律を審議していただいておりますので、確定的なことを財政当局者が話すというふうなことは、これはみずから戒めて絶対に言ってはならぬと思っております。それから内需拡大策、財政政策の具体性の問題でございます。

これは、先ほど通産大臣からもお答えがございました原価価格低下の問題とかいろいろな課題を総合的に組み合わせてやっていかなければならぬと思っております。六十五年度特例公債依存体質からの脱却、現行の仕組みそのまますべておこなうならばこれはできないではないかという議論は、私ももたたび承っております。したがって、狭い選択の幅の中でこれから御議論をしながら、いわゆるコンセンサスを求めていきたいというふうに思っております。

減債制度、これはこの基本を何としても維持していかなければならぬ。しかし、おっしゃいますように、五年連続定率繰り入れはやめた、そしてことしは予算繰り入れと、そしてNTT株式の売却に期待をしておる、こういう状態でございます。そこで、来年からどうするかということがポイントでございますが、税収の動向、あるいは株がどれぐらいに売れるか、そういう問題を見極める必要がございまして、やはり減債制度の基本というのは、国債の信託を維持することからいってもこれはギブアップするというわけにはまいらなというふうな、みずからの心にも言い聞かせておるところであります。

それが、御意見にもございましたいわゆる全額借りがかえ問題にもつながっていくわけでございまして、この問題も、こういうことを考えたらどうだという意見を含めての御提言もございまして、したがって、それこそぎりぎりの汗と知恵を絞って、時には悪知恵と言われましようとも対応していかなければならぬ、本当に苦しい場面だというふうな理解しております。

八・八が今の進捗割合でございますので、前年同月七九・〇%を若干下回っております。ただ、これはたばこ消費税を除いた場合で見ますと、進捗割合は七九・四%と、前年同月を若干上回ります。こういうことになるわけでございますけれども、まだウェートの大きい法人税の三月期決算、これが残されておまして、結果が判明するのはこれは七月上旬、こういうことになりまして、今、確たる見通しを申し上げる段階にはございません。が、五十六年、五十七年、あるいは三兆円とか六兆円とかそういう歳入欠陥の時代もございましたけれども、その後、一歩は誤差のうちなど申し上げておりましたが、いずれにせよ、そういういわば狭い幅のものであらねばならぬというふうに思っております。それから、それから六十一年度税収ということになりまして、これはまだ税の取納が始まったばかりでございますので、どうも見込みを申し上げるわけにはまいらな

それから最後に、国債償還期を迎えて、いわば新規短期国債とかわるいろいろな仕組みを考えたが、根本的な国債管理政策についての見識を持つべきだ、こういう趣旨の御意見を交えた御質問であったと思っております。

やはり国債管理政策というのは、常識的に申しますならば、まずは新規財源債の発行額を縮減すること、これは引き続き最大の努力を払わなければならぬ。したがって、安易に財政再建期間を延ばしたらどうだということ、その素朴な新規財源債の発行額の縮減というものと矛盾というものをも感じながらお答えをしております。それから借換債を含めた大量の国債が発行、消化、流通などの各局面において国民経済に円滑に受け入れられるような市場実勢というものを尊重した発行条件の適切な設定とか、あるいは国債の種類でございますね、発行方式、この多様化には今までも種々工夫しておりますが、これらも工夫をしております。

そして、昨年度の制度改正でお願いしました短期国債の発行や借換債の年度繰上り前倒し発行といった新たな方策、これも適切に活用していかなくてはならぬ。そして償還、借りがえが一層円滑に行われるよう努めなければならぬと思っておりますが、いわばその時期における長短期金利水準の状況というものと、それから残高の満期構成がどういふときにやってくるか、こういうことを、これは多田先生のいつもの御質問でございますが、そういういわゆる借りがえ負担を平準化していくながら、一方、金利の動向も眺めていくというような複雑な環境の中にあっても、御趣旨のように国債管理政策の誤りを生じてインフレーションを招来するとか、そういうことはどうしても気を付けて対応すべき問題であるというふうに理解をさせていただいているところであります。(拍手)

〔國務大臣平泉渉君登壇、拍手〕
○國務大臣(平泉渉君) お答え申し上げます。

大体、総理及び大蔵大臣から御答弁もございましたが、私に対する御質問の中で、今後の経済運営の基本的な方針について述べよ、こういうことでございましたが、今般の東京サミットで、インフレなき経済成長の推進、為替レートの安定性の向上ということを目指してサミット七カ国の間で合意がなされた。殊に為替の問題ではウィリアムズバーグ・サミットにおける約束が再確認された、こういう状況でございますので、政府としては四月八日の経済対策閣僚会議で決定した総合経済対策を着実に実施に移す、こういうことが重要であらうかと存じております。本日の閣議におきまして、先ほど総理からお話ございましたが、昭和六十一年度上半期における公共事業の施行促進について具体的な取り進め方を決定したところでございます。今後とも、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るために、内外の経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、機動的な運営に努めてまいり所存でございます。

それから最近の成長率、六十一年度の成長率予測は下方修正されておるのではないかと、また、OECDにおける我が国の経常収支の見通しについても大変大幅な黒字が見込まれておるのではないかと、こういうような御指摘がございます。

その点につきまして、私もといたしまして十分現下の経済運営は注意を払いまいらなければならぬという認識は持つておるわけでございませう。現下、やはり保護主義はあくまでも防圧をして巻き返していかなければならぬ、こういうコミットメントはサミットで行われたわけでございませうが、こういう中で、我々としてはやはり内需の拡大を図ってまいることが非常に重要であるし、他方、市場の開放努力は一層促進していかなくてはならぬ、かように考えておるわけでございませう。さらには、我が国経済の構造的な問題につきましても、五月一日に決定した経済構造調整推進要綱ののちとって、今後、中長期的に努力をしてまいり所存でございます。

なお、この主要民間機関の見通しの問題でございますが、おっしゃるとおり、最近の円高デフレの傾向というものを反映いたしました、昨年に比しまして下方に成長率を改変した民間の研究所もかなりございませう。ただ、同時に円高のメリットというものを反映して上方に改定したところもかなりございませう。我々としては、いろいろな見通しはございませうが、政府の当初見通しというものを何とか完遂できると、かような努力を続けてまいらなければならぬと思っておりますのでございませう。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

審査報告書

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月八日

商工委員長 下条進一郎
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対処して、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進するため、特定施設の整備に関する指針、特定施設の整備計画の認定に関する事項等について定めるとともに、特定施設の整備を行う事業者に対する課税の特例、産業基盤信用基金による債務保証等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案のため、特に費用を要しない。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十七日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定施設の整備の促進(第三条―第十条)
第三章 産業基盤信用基金
第一節 総則(第十四条―第二十二條)
第二節 設立(第二十三條―第二十七條)
第三節 管理(第二十八條―第三十九條)
第四節 業務(第四十條―第四十二條)
第五節 財務及び会計(第四十三條―第五十條)
第六節 監督(第五十二條―第五十三條)
第七節 補則(第五十四條―第五十六條)
第四章 雑則(第五十七條―第五十九條)
第五章 罰則(第六十條―第六十四條)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、最近における経済環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設(これらの施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設その他の構築物を含む。)をいう。
一 工業技術のうち通商産業省の所掌に係るもの(以下この号において「工業技術」という。)に関する研究開発及び企業化を効果的に行う

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

四五二

ために設置される一群の施設であつて次の施設から構成されるもの

イ 工業技術に関する研究開発のための施設であつて工業技術に関する研究開発を行う者の共用に供されるもの

ロ 工業技術に係る技術者の研修施設
ハ 工業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設

ニ 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設が一体的に設置されるもの

イ 電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの
ロ 電気通信業等の技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設

三 情報処理の事業の発達を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの
イ 情報処理の事業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの
ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

四 電気通信業及び放送業の発達その他電波の利用の促進を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの
イ 電気通信業又は放送業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの
ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

五 外国との経済交流等の促進を図るために設置される次の施設
イ 国際見本市場施設
ロ 国際会議場施設
六 港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設
イ 旅客その他の港湾を利用する者の利便を推進するための旅客ターミナル施設
ロ 港湾業務用の施設であつて、港湾における業務を行う者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るための共同利用設備を備えたもの

置される次の施設
イ 国際見本市場施設
ロ 国際会議場施設

六 港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設
イ 旅客その他の港湾を利用する者の利便を推進するための旅客ターミナル施設
ロ 港湾業務用の施設であつて、港湾における業務を行う者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るための共同利用設備を備えたもの

2 この法律において「特定都市開発地区」とは第七条第一項の規定により指定された地区をいい、「特定港湾開発地区」とは第八条第一項の規定により指定された地区をいう。
第二章 特定施設の整備の促進
(基本指針)
第三条 主務大臣は、前条第一項各号に掲げる特定施設ごとに、民間事業者の能力を活用してその整備を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 特定施設の整備の基本的な方向
二 特定施設の機能に関する事項
三 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
四 特定施設の運営に関する事項
五 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、前条第一項第一号から第五号までは特定都市開発地区に係る基本指針においては特定都市開発地区の指定及び特定都市開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を、同項第五号及び第六号に掲げる特定施設に係る基本指針においては特定港湾開発地区の指定及び特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を定めるものとする。

4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土庁長官及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(整備計画の認定等)
第四条 特定施設の整備の事業を行うとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 特定施設の位置
二 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項
三 特定施設の概要、規模及び配置
四 特定施設の運営に関する事項
五 特定施設の整備の事業の実施時期
六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。
一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。
二 前項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
三 特定都市開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第六号に掲げるものを除く。第七条において同じ。)にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。
四 特定港湾開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。

るものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定について準用する。
第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
(特定都市開発地区の指定及び開発整備の方針)
第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、土地地区面整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地地区面整理事業、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業その他市街地の計画的な開発整備を図るための建築物若しくはその敷地の整備又は宅地の造成及びこれらと併せて整備されるべき公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業が行われる相当規模の土地の区域のうち、特定施設の整備により、経済社会の発展に即応した都市活動を確保するための拠点として、特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定都市開発地区として指定し、当該特定都市開発地区の開発整備の方針(以下この条において「開発整備の方針」という。)を定めることができる。

2 開発整備の方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に必要となる事項を定めるものとする。

2 開発整備の方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に必要となる事項を定めるものとする。

2 開発整備の方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に必要となる事項を定めるものとする。

2 開発整備の方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に必要となる事項を定めるものとする。

2 開発整備の方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に必要となる事項を定めるものとする。

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

四五四

(設立の認可等)

第二十四条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十五条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
- 三 事業の運営が健全に行われ、特定産業基盤施設の整備の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十一条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第二十六条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開業銀行及び出資の募集に応じた日本開業銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第二十七条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の

登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十八条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)
第三十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。
4 監事は、監事の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第三十一条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 評議員は、産業又は金融に関し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)
第三十二条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)
第三十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)
第三十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第三十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十七条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に関し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)
第三十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)
第三十九条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 基金は、第十七条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てられることを条件として日本開業銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額(毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し、又は減少した金額)をもつて前項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務委託)

第四十一条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を日本開業銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開業銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十二条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十四条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十六条 基金は、第四十四条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十八条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十九条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 資金運用部への預託
三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

(省令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十二条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第五十三条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(出資者原簿)

第五十四条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。
2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
又は出資者の持分の移転の年月日
三 出資額

(解散)

第五十五条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。
4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(運輸大臣との協議)

第五十六条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、第二条第一項第五号に掲げる特定施設の整備に係る事項に関し、運輸大臣に協議しなければならない。
一 第四十二条第一項の認可をしようとするとき。
二 第四十四条の認可をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告の徴収)
第五十七条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(大都市の特例)
第五十八条 第七条及び第九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第七条及び第九条中部道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(主務大臣)

第五十九条 第二章及びこの章における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第一項第一号及び第三号に掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するもの)その他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣及び建設大臣)

二 第二条第一項第二号及び第四号に掲げる特定施設については、郵政大臣(基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するもの)その他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、郵政大臣及び建設大臣)

三 第二条第一項第五号イに掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するもの)その他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区(特定港湾開発地区を除く。)

く)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するもの)その他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区(特定都市開発地区を除く)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣)

四 第二条第一項第五号ロに掲げる特定施設については、通商産業大臣及び運輸大臣(基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するもの)その他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣)

五 第二条第一項第六号に掲げる特定施設については、運輸大臣

第五章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。
一 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 第五十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。
一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十九条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十二条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。
第六十四条 第二十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条(地方税法第七十二条の第五項第四号の改正規定に限る。)及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四条の規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第二十八号の改正規定に限る。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。(名称の使用制限等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に産業基金整備基金という文字を用いている者については、第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十四条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。
2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第

二項中「出資」とあるのは「出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)(附則第六条第一項の規定により行つた出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならぬ場合」と、同法第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに特定施設整備法附則第六条第一項の規定による出資」とする。(特定基金からの権利義務の承継等)

第七条 特定産業信用基金(以下「特定基金」という。)(は、評議員会の意見を聴いた上で、基金の発起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開発銀行以外の各出資者に対し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号。以下「構造改善法」という。)(第十七条第一項の規定にかかわらず、第二項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた発起人の申請に係る第二十五条第一項の認可があつ

た後遅滞なく、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5 第三項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に於いて基金に承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合において、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五条の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出えん金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

10 第三項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第二十六条第二項の規定にかかわらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求めることを要せず、出資金の払込みがなかつた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第三項の認可を受けた基金の発起人が第二十四条第一項の規定により認可を申請する場合は、第二十五条第一項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から五月を経過する日以後においては、この限りでない。

12 第五項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の行う設備処理促進業務等)

第八条 基金は、前条第五項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第四十条第一項各号に掲げる業務のほか、昭和六十三年六月三十日(同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務)(以下「設備処理促進業務」という。)(を行う。

2 基金は、前項に規定する日以前に締結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。

3 前二項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務

及び特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号。以下第六十三条までにおいて「構造改善法」という。)(第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項第一号の業務」と、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第六十三条第三号中「第四十条第一項に規定する業務」とあるのは「第四十条第一項に規定する業務及び構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務」とする。

4 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、設備処理促進業務に係る事項に關し、構造改善法第五十八条第一項の主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)(に協議しなければならない。

5 第一項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

6 前条第五項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金という文字を用いた者については、構造改善法第十九条第二項の規定は、適用しない。

7 前条第五項の規定による特定基金の解散前に特定基金に対してした処分、手続その他の行為又は特定基金がした手続その他の行為は、この法律の相当の規定により基金に対してした処分、手続その他の行為又は基金がした手続その他の行為とみなす。

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

四五八

利及び義務を承継した際現に構造改善法第四十七条第三号に規定する預金により運用されている余裕金があるときは、基金は、当該余裕金を引き続き当該預金により運用することができる。(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法の一部を次のように改正する。第七十二条の五第一項第四号中「特定産業信用基金」を「産業基金信用基金」に改める。附則に次の一条を加える。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に係る地方税の特例)

第三十八条 道府県は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号。以下本条において「特定施設整備法」という。)第六

条に規定する認定事業者(以下本条において「認定事業者」という。)のうち特定施設整備法第二條第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者が政令で定めるものが、

港灣法第二條第五項第三号の係留施設(同法第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められているもので、自治省令で定めるものに限る。)を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得した場合には、第七十三條の二第一

項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 認定事業者が、特定施設整備法第六條に規

定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該認定事業者の事業の用に供した家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋及びその敷地である土地(当該認定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該家屋が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固

定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

3 道府県は、認定事業者が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に土地を取得した場合において、当該土地の上に前項の規定に該当する家屋を当該期間内に取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供したときは、当該土地のうち当該家屋の敷地である部分の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該税額の二分の一に相当する額を減額するものとする。

4 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「前條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、同條第一項第一号の規定の適用を受ける土

地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同條第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内の期間を限つて」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日まで」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、第七十三條の二十七第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

5 認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六條に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋及びその敷地である土地(当該認定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該家屋が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

6 認定事業者のうち特定施設整備法第二條第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者が政令で定めるものが、港灣法第二條第五項第三号の係留施設(同法第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められているもので、自治省令で定めるものに限り)を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得し、かつ、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該土地が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

7 前二項の適用がある場合には、附則第十五條の二中「前條」とあるのは「前條又は附則第三十八條第五項若しくは第六項」と、「同條」とあるのは「これらの規定」とする。

8 市町村は、認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六條に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法

定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該認定事業者の事業の用に供した家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合には、当該家屋及びその敷地である土地(当該認定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該家屋が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日(当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固

定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

認定事業者が、特定施設整備法第六條に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法

定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法

第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。)で、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有することができない。この場合においては、第五百八十六条第四項の規定を準用する。

9 前項の規定の適用がある場合には、第五百九十五条及び第五百九十九条第二項第一号中「又は第五百八十七条」とあるのは、「第五百八十七条又は附則第三十八条第八項」と、第六百一条第一項中「第五百八十六条第二項の規定」とあるのは「第五百八十六条第二項又は附則第三十八条第八項の規定」と、「同項第八号」とあるのは「第五百八十六条第二項第八号」とする。

10 指定都市等は、事業所用家屋で特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるもの(施設の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。)に係るものの新築又は増築(第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。)で当該特定施設に係る認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行われた

ときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税(同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。次項において同じ。)を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

11 前項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第八項(新増設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあり、及び「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」とあるのは、「附則第三十八条第十項」と読み替へるものとする。

12 第十項に規定する特定施設に係る事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本項において同じ。)のうち特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税(第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本項において同じ。)のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に關する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該特定施設に係る事業所床面積の

二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

13 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中財団法人(民法第三十条(公益法人の設立))の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加え、特定産業信用基金の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中財団法人(民法第三十条(公益法人の設立))の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加え、特定産業信用基金の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に關する文書の項を次のように改める。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第...号)第四十... 第一項第一号(業務)の業務及び同法附則第八条第一項(基金)の行方設備処理促進業務(特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号の業務に限る。)に關する文書	産業基盤信用基金
--	----------

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十四条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第...号)の施行に關すること。

第四条第二十八号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第...号)の施行に關すること。

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法案

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 四六〇

第四条第一項第二十五号の四の次に次の一号を加える。

二十五の五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の規定に基づき、基本指針を定め、及び整備計画を認定すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十六条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行に関すること。

第五条第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び整備計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「及び第六十四号」を「第六十四号及び第六十五号」に改め、同条第八項中「第六十五号」を「第六十六号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十

六号)」を「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)」に改める。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

〇下条進一郎君 ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間事業者の資金的、経営的能力を有効に活用することによって、経済社会の基盤充実に資する新しい施設の整備を促進しようとするものであります。すなわち、研究開発施設、国際会議場施設、港灣利用高度化施設等特定施設の整備に関する指針の策定及び整備計画の認定等について定めるとともに、施設整備を行う者に対し、課税の特例、債務保証等の呼び水的な政策支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、民活の定義と民活導入の背景、関係四省庁が個別に準備してきた民活法案の一本化された経緯、プロジェクト実施に伴う地方財政の負担増、プロジェクト運営面における公共性と収益性の関係、地域振興への配慮、候補に挙げられている各プロジェクトによる内需拡大効果等について質疑を行うとともに、運輸委員会及び通信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法律案に反対の意見が述べ

られました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

〇議長(木村睦男君) 日程第二 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月八日

運輸委員長 鶴岡 洋
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港灣整備五箇年計画を

策定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、調整費を含め四兆四千億円が予定されている。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十一日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案
港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十年年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和六十一年法律第 号)による改正前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施

行したものの(昭和六十年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君 ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

昭和六十一年五月九日 参議院会議録第十五号

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 新住宅市街地開発

○議長(木村睦男君) 日程第三 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月八日

建設委員長 小山 一平

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、新住宅市街地開発事業地内の準工業地域及び特定業務施設の配置については、良好な居住環境

境が確保されるよう十分配慮すること。
二、複合的機能を有する魅力ある街づくりを行うため、住宅、公園、業務施設等が一体となつて調和のとれた市街地を形成するよう努めること。

三、宅地需要の動向に対応し、地方中核都市における公的宅地開発事業の推進に努めること。
右決議する。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十二日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案
新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益的施設」の下に「又は特定業務施設」を加え、「あわせて行なわれる」を併せて行われるに改め、同条第十項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、居住者の雇用機会を増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境

境と調和するものうち、公益的施設以外のものをいう。
第二条の二第三号中「百人」を「八十人」に、「約一万人」を「おおむね六千人からおおむね一万人まで」に改め、同条第四号中「又は住居地域」を「若しくは住居地域又は準工業地域」に改める。

第四条第二項に次の一号を加える。
四 特定業務施設の敷地の造成を含む新住宅市街地開発事業に関する都市計画にあつては、宅地の利用計画は、前三号の基準によるほか、当該区域内又は一若しくは二以上の住区内に配置されることとなる当該施設の敷地の配置及び規模が、当該区域に形成されるべき住宅市街地の都市機能の増進及び良好な居住環境の確保のために適切なものとなるように定めること。

第二十五条中「公益的施設等の施設」の下に「(特定業務施設を除く。)」を、「資するよう」の下に「特定業務施設については居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するよう」を加える。

第三十一条中「二年」を「三年」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して建設省令で定める建築物である場合については、当該建築物を建築しなければならない期間は、三年を超え五年を超えない範囲内において建設省令で定める期間とする。
第四十五条第二項中「第三十四条の五」を「第三十四条の四」に改める。

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

四六一

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に締結されている買戻しの特約に係る建築物の建築義務については、なお従前の例による。

〔小山一平君登壇、拍手〕

○小山一平君 たいだいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できることとするともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができるとすること。第二に、住区の規模要件を緩和し、住区をおおむね六千人から一万人までが居住することができる地区とすること。第三に、宅地の譲り受け人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長すること等であり。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長成相善十君。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十一年五月八日

提出者

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 睦男殿

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律

外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。第九条第一項中「二十万円」を「四百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔成相善十君登壇、拍手〕

○成相善十君 たいだいま議題となりました外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、二百海里体制の定着に伴いまして、我が国の遠洋漁業をめぐる情勢には極めて厳しいものがあること等から、国民の食生活の安定を確保する上で、沿岸漁業及び沖合漁業の振興が重要な課題となっております。しかるに、近年、我が国の近海には外国漁船の進出が著しく、領海内での不法操業等外国人漁業の規制に関する法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維持のため、関係者からその発生防止を強く要請されているところがあります。

外国人が、我が国の領海内において漁業または水産動植物の採捕を行った場合には、同法により、三年以下の懲役または二十万円以下の罰金等に処することといたしておりますが、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かれてきております。しかしながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変動しており、同法の罰金の額

は、現在の経済事情等に必ずしも適合したものでなっており、抑止力として十分であるとは言いがたい状況にあります。また、近隣諸国における外国漁船の違反操業に関する罰金の額も高額化しており、同法の罰金の額は、国際漁業情勢にも対応したものとなっております。

この法律案の内容は、このような情勢を勘案し、外国人漁業の規制に関する法律に規定する罰金の多額を現行の二十万円から四百万円に改定しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君
議員 中野 鉄造君 奥田 貞子君
坂山 映子君 馬場 富君

沖 外夫君 吉川 博君
守住 有信君 添田増太郎君

運輸委員
補任 橋本 敦君 小笠原貞子君
柳澤 鍊造君 栗林 卓司君

通信委員
補任 添田増太郎君 守住 有信君

建設委員
補任 松本 英一君 中村 哲君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会
理事 野田 哲君 (野田哲君の補欠)
理事 太田 淳夫君 (太田淳夫君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第二〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(閣法第八五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

憲法第七条をもつて衆議院議員たる公務員を罷免することに關する質問主意書(飯田忠雄君提

出)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
米軍用家族住宅建設に關する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)
VDT作業者の健康障害と労働安全衛生対策に關する質問主意書(藤原房雄君提出)
共同漁業権の一部放棄及び漁業補償についての漁協の権限に關する質問主意書(久保巨君提出)
同日内閣から、左記の者を科学技術會議議員に任命したので、科学技術會議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(五月二十七日任期満了による再任)
岡本 道雄
山下 勇

(同)
同日内閣から、左記の者を公青等調整委員会委員に任命したので、公青等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(六月三十日任期満了による再任)
小玉 正任
綿貫 芳源

(同)
同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(五月二十七日任期満了の河野共之の後任)
岡田 達雄

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(七月一日任期満了の松田廣一の後任)
佐々木隆人
鮫島 泰佑

(同日任期満了の岡部保の後任)
柴田 章
吹田安兵衛

(同日任期満了の倉武二の後任)
田代 清英
宮原 九一

(同日任期満了の下門律善の後任)
矢野 照重

(同日任期満了による再任)
矢野 辨介
横山 信立

(同日任期満了による再任)
浅尾 宏
磯田 一郎

(同日任期満了による再任)
岩村精一洋
熊平 肇

(同日任期満了による再任)
富谷 晴一

同日本院は、科学技術會議議員に岡本道雄君及び山下勇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公青等調整委員会委員に小玉正任君、綿貫芳源君及び和田善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査委員会に岡田達雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に佐々木隆人君、鮫島泰佑君、柴田章君、吹田安兵衛君、田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君及び横山信立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協會經營委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平肇君及び富谷晴一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 古賀重四郎君 補欠 小林 国司君
国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの
辞任 上野 雄文君 補欠 青木 新次君

外務委員

辞任 小西 博行君 補欠 関 嘉彦君

大蔵委員

辞任 宮島 澁君 補欠 大木 浩君
村沢 牧君 補欠 瀬谷 英行君

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項

文教委員	近藤 忠孝君 伊藤 郁男君	安武 洋子君 栗林 卓司君
農林水産委員	田淵 哲也君	補欠 山田 勇君
商工委員	大木 浩君 石井 道子君	補欠 宮島 渥君
運輸委員	源谷 英行君 栗林 卓司君	補欠 伊藤 郁男君
建設委員	福田 宏一君 中村 哲君 青木 薪次君 安武 洋子君 山田 勇君	補欠 海江田鶴造君 松本 英一君 上野 雄文君 近藤 忠孝君 田淵 哲也君
予算委員	海江田鶴造君	補欠 斎藤 十朗君

決算委員 辞任 補欠
石井 道子君 大木 浩君

懲罰委員 辞任 補欠
小林 国司君 上條 勝久君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員 辞任 補欠
伏見 康治君 高桑 栄松君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員会 理事 菅野 久光君 (菅野久光君の補欠)

建設委員会 理事 青木 薪次君 (松本英一君の補欠)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。
ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案(馬場富君外六名発議)
同日委員長から次の議案が提出された。
外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(参第八号)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福岡知之君外二名発議)(参第七号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置に関する法律案(閣法第五号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)
人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第百四十二号)の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)
外務委員会に付託
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)
農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)
農林水産委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(閣法第八五号)
同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(関晴正君外五名提出)
同日委員長から次の報告書が提出された。
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(閣法第六〇号)審査報告書
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書

第十一号中正誤	ハシ 段行 誤	自由民主党
	三三 一 反対の	自由民主党
	三三 一 開いて	反対する
	三三 四 中期的	開いて
	三七 四 中期的	中長期的

昭和六十一年五月九日 参議院會議録第十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三二(大代)

〒 106

定価一部
一〇円